

令和5年3月17日

各 位

東大和市長
尾崎 保夫

庁議の議題について

令和5年3月22日（水）午前9時00分から庁議を401会議室で開催します。

記

[審議事項]

1. 東大和市個人情報保護審議会規則について
2. 東大和市情報公開・個人情報保護審議会規則について
3. 東大和市公印規則の一部を改正する規則について
4. 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
5. 東大和市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について
6. 東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について
7. 東大和市組織規則の一部を改正する規則について
8. 東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について
9. 東大和市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について
10. 東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について
11. 東大和市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について
12. 東大和市立やまとあけぼの学園条例施行規則の一部を改正する規則について
13. 東大和市民生委員推薦会定数規則の一部を改正する規則について
14. 東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について
15. 東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則について
16. 東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正する規則について
17. 東大和市国民健康保険傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則について
18. 東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について
19. 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則を廃止する規則について
20. 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業保留地買受資金融資あっせん規則を廃止する規則について
21. 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する規則を廃止する規則について
22. 東大和市立青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について

[報告事項]

1. 東大和市表彰規程の一部改正について
2. 東大和市役所防災管理規程の一部改正について
3. 東大和市庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程について
4. 令和5年度監査計画について
5. 東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について
6. 東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱の一部を改正する要綱について
7. 東大和市グリーン購入推進方針及び東大和市グリーン購入推進ガイドラインについて
8. 東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）について
9. 東大和市子ども・子育て未来プラン令和3年度実施状況報告書について
10. 東大和市子ども・子育て未来プラン中間見直しについて
11. 地域福祉審議会が所掌する各計画の令和3年度実施状況報告書について
12. 東大和市民生・児童委員協力員事業実施要綱の一部を改正する訓令について
13. 東大和市ひきこもり支援体制構築事業実施要綱について
14. 東大和市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する要綱について
15. 東大和市健康づくり推進会議設置要綱の一部を改正する訓令について
16. 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
17. 令和4年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について
18. 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
19. 東大和市及び小平市の図書館の相互利用に関する協定について
20. 第三次東大和市子ども読書活動推進計画について

[単年度要綱]

1. 令和5年度東大和市自主防犯活動団体に対する防犯用品等支給要綱について
2. 令和5年度東大和市環境にやさしい農業推進事業補助金交付要綱外18件について
3. 令和4年度東大和市保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱外1件について
4. 令和5年度東大和市民生委員・児童委員協議会補助金交付要綱外5件について
5. 令和5年度東大和市多職種情報連携支援事業補助金交付要綱外17件について
6. 令和5年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱外5件について

今後の庁議開催予定

令和5年3月29日、4月5日、12日、19日、26日、5月2日（火、午前9時）、10日、17日

（注）括弧書きの記載がない場合は、水曜日の午前9時から開催します。

*付議事案書及び添付資料は、PDFデータで提出してください。

*定例庁議の付議事案書提出期限は、前週の金曜日（正午）までですので、遅れないようにお願いします。

*原則として様式及び附則の添付は省略してください。